

## アンフォーレ開館10周年記念イベント企画運營業務委託審査要領

### 1 選定委員会の設置

- (1) アンフォーレ開館10周年記念イベント企画運營業務委託に係る公募型プロポーザル方式実施要領第10「優先交渉権者の決定に係る審査」は、安城市プロポーザル方式試行要領第7条に基づき、市民生活部長を委員長とする選定委員会（以下、「選定委員会」という。）を設置し、審査を行います。
- (2) 選定委員会の委員は、委員長を含む6名で審査します。

### 2 審査対象

企画提案書及び業務担当者によるプレゼンテーションの内容を審査対象とします。

### 3 プレゼンテーションの実施方法

- (1) プレゼンテーションは、「アンフォーレ開館10周年記念イベント企画運營業務委託公募型プロポーザル方式実施要領」の様式3に記載のある業務担当予定者が実施します。
- (2) 審査時間は提案20分以内、質疑20分以内とします。
- (3) 参加者は業務担当予定者とし、業務管理責任者を含め、3名までとします。
- (4) 審査当日に使用する機器（プロジェクター、スクリーン、もしくは大型モニター、接続ケーブル、パソコン等）は本市で準備します。

※パソコンを持ち込むことも可能ですが、パワーポイント等を使用する場合はHDMIケーブル対応のものとしてください。

- (5) 審査当日にパワーポイント等を使用する場合は、前日までにメールにてデータを提出してください。

### 4 審査における評価基準及び配点

別表「評価基準」のとおりとします。

### 5 審査方法

- (1) 選定委員会の各委員が、評価基準に基づき、各提案についてそれぞれ審査を行います。

- (2) 各委員の提案内容の合計点（提案価格の点数は含まない）を集計した点数（総合計点）が提案内容の配点の6割に満たない事業者は選外とします。
- (3) 委員ごとに評価し、その合計点が高い順に順位をつけ、第1位とした委員を最も多く獲得した事業者を優先交渉権者の候補者、2番目に多く獲得した者を次点者として選定します。
- (4) ただし、同数の場合は、各委員の合計点を集計した点数（総合計点）がより高い者を候補者、他方を次点者とします。
- (5) 総合計点も同数の場合は、今回の見積価格がより低い者を候補者とし、次に低い者を次点者とします。
- (6) 候補者が辞退した場合、または候補者がその資格を喪失した場合は、次点者を候補者とします。

別表 評価基準

区分	項目		配点	
提案内容	業務体制	業務遂行にあたり必要な人員体制がとられているか。	5	
	業務実績	過去5年間において、同種又は類似のイベント企画運営業務について、優れた成果を収め、確実に履行した実績があるか。	5	
			アンフォーレの設置目的を考慮した内容であるか。また、来館者にアンフォーレの事業や取組みへの理解を深めてもらう工夫がされているか。	10
			市民総参加のイベントとするため、市民公募において、より幅広く多様な市民に働きかけ、参加を促すための具体的な手法が提案されているか。また、中心市街地に対する愛着の増進及び求心力の維持向上を図るための工夫がされているか。	15
			子どもをメインとしたファミリー層の集客を図るため、子ども向けのユニークな提案がされているか。	10
			市内外からの来場を促し、交流人口の増加を図るための発信力のあるコンテンツの提案がされているか。	10
			業者のノウハウや特色を活かした独創性のある提案がされているか。	5
			新美南吉のまちづくりに関連したコンテンツを含んでおり、アンフォーレならではの特色を生かした提案がされているか。	5
			アンフォーレ周辺の商店街と連携し、中心市街地の魅力発信や中心市街地への回遊を促す提案がされているか。	5
	広告宣伝	イベントPR等の広報活動の手法は、具体的かつ効果的か。	5	
リスク管理	雨天・荒天対策、衛生面、安全面は十分考慮されているか。	5		
提案価格	提案価格	価格点 = 20 × (最低提案価格 / 当該提案価格) ※小数点以下は切り捨てとする	20	
計 (100点)				